

中華人民共和国国家情報法（日本語訳）

出典：共産党員網（中国共産党中央組織部）掲載「中华人民共和国国家情報法」（2017 年 6 月 27 日第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 28 回会議採択、2018 年 4 月 27 日改正）

<https://www.12371.cn/2020/06/11/ARTI1591823814040380.shtml>

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

第 1 章 総則（第一章 总则）

第一条

【原文】 为了加强和保障国家情报工作，维护国家安全和利益，根据宪法，制定本法。

【訳文】 国家情報活動を強化し、及び保障し、国家の安全及び利益を守るため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第二条

【原文】 国家情报工作坚持总体国家安全观，为国家重大决策提供情报参考，为防范和化解危害国家安全的风险提供情报支持，维护国家政权、主权、统一和领土完整、人民福祉、经济社会可持续发展和国家其他重大利益。

【訳文】 国家情報活動は、総体的国家安全観を堅持し、国家の重大な政策決定のために情報による参考を提供し、国家の安全に危害を及ぼすリスクの防止及び解消のために情報による支援を提供し、国家の政権、主権、統一及び領土保全、人民の福祉、経済社会の持続可能な発展その他国家の重大な利益を守る。

第三条

【原文】国家建立健全集中统一、分工协作、科学高效的国家情报体制。

【訳文】国は、集中統一され、分業協力し、科学的かつ高効率な国家情報体制を確立し、整備する。

【原文】中央国家安全领导机构对国家情报工作实行统一领导，制定国家情报工作方针政策，规划国家情报工作整体发展，建立健全国家情报工作协调机制，统筹协调各领域国家情报工作，研究决定国家情报工作中的重大事项。

【訳文】中央の国家安全指導機関は、国家情報活動について統一的な指導を行い、国家情報活動の方針及び政策を策定し、国家情報活動の全体的な発展を計画し、国家情報活動の調整の仕組みを確立し、及び整備し、各分野の国家情報活動を統括して調整し、並びに国家情報活動における重大な事項を検討して決定する。

【原文】中央军事委员会统一领导和组织军队情报工作。

【訳文】中央軍事委員会は、軍の情報活動を統一的に指導し、及び組織する。

第四条

【原文】国家情报工作坚持公开工作与秘密工作相结合、专门工作与群众路线相结合、分工负责与协作配合相结合的原则。

【訳文】国家情報活動は、公開の活動と秘密の活動との結合、専門の活動と大衆路線との結合、並びに分業による責任の分担と協力との結合の原則を堅持する。

第五条

【原文】国家安全机关和公安机关情报机构、军队情报机构（以下统称国家情报工作机构）按照职责分工，相互配合，做好情报工作、开展情报行动。

【訳文】国家安全機関及び公安機関の情報機関並びに軍の情報機関（以下「国家情報活動機関」と総称する。）は、職責の分担に従い、相互に協力して、情報活動を適切に行い、及び情報行動を展開する。

【原文】各有关国家机关应当根据各自职能和任务分工，与国家情报工作机构密切配合。

【訳文】関係する各国家機関は、それぞれの職能及び任務の分担に応じて、国家情報活動機関と緊密に協力しなければならない。

第六条

【原文】国家情报工作机构及其工作人员应当忠于国家和人民，遵守宪法和法律，忠于职守，纪律严明，清正廉洁，无私奉献，坚决维护国家安全和利益。

【訳文】国家情報活動機関及びその職員は、国家及び人民に忠誠を尽くし、憲法及び法律を遵守し、職務に忠実であり、規律を厳正にし、清廉潔白であり、無私の奉仕をし、断固として国家の安全及び利益を守らなければならない。

第七条

【原文】任何组织和公民都应当依法支持、协助和配合国家情报工作，保守所知悉的国家情报工作秘密。

【訳文】いかなる組織及び公民も、法に基づき国家情報活動を支持し、協助し、及びこれに協力し、知り得た国家情報活動の秘密を守らなければならない。

【原文】国家对支持、协助和配合国家情报工作的个人和组织给予保护。

【訳文】国は、国家情報活動を支持し、協助し、及びこれに協力した個人及び組織を保護する。

第八条

【原文】国家情报工作应当依法进行，尊重和保障人权，维护个人和组织的合法权益。

【訳文】国家情報活動は、法に基づいて行わなければならない、人権を尊重し、及び保障し、個人及び組織の合法的な権益を守らなければならない。

第九条

【原文】 国家对在国家情报工作中作出重大贡献的个人和组织给予表彰和奖励。

【訳文】 国は、国家情報活動において重大な貢献をした個人及び組織を表彰し、及び奨励する。

第2章 国家情報活動機関の職権（第二章 国家情报工作机构职权）

第十条

【原文】 国家情报工作机构根据工作需要，依法使用必要的方式、手段和渠道，在境内外开展情报工作。

【訳文】 国家情報活動機関は、活動の必要に応じて、法に基づき必要な方式、手段及び経路を用いて、国内外において情報活動を行う。

第十一条

【原文】 国家情报工作机构应当依法搜集和处理境外机构、组织、个人实施或者指使、资助他人实施的，或者境内外机构、组织、个人相勾结实施的危害中华人民共和国国家安全和利益行为的相关情报，为防范、制止和惩治上述行为提供情报依据或者参考。

【訳文】 国家情報活動機関は、国外の機関、組織若しくは個人が実行し、若しくは他人に指図し、若しくは資金を提供して実行させた、又は国内外の機関、組織若しくは個人が結託して実行した中華人民共和国の国家の安全及び利益に危害を及ぼす行為に関する情報を、法に基づき収集し、及び処理し、上記の行為の防止、阻止及び処罰のために情報による根拠又は参考を提供しなければならない。

第十二条

【原文】 国家情报工作机构可以按照国家有关规定，与有关个人和组织建立合作关系，委托开展相关工作。

【訳文】 国家情報活動機関は、国の関係規定に従い、関係する個人及び組織と協力関係を築き、関連する活動を委託することができる。

第十三条

【原文】国家情报工作机构可以按照国家有关规定，开展对外交流与合作。

【訳文】国家情報活動機関は、国の関係規定に従い、対外的な交流及び協力を行うことができる。

第十四条

【原文】国家情报工作机构依法开展情报工作，可以要求有关机关、组织和公民提供必要的支持、协助和配合。

【訳文】国家情報活動機関は、法に基づき情報活動を行うに当たり、関係する機関、組織及び公民に対し、必要な支持、協助及び協力を提供するよう求めることができる。

第十五条

【原文】国家情报工作机构根据工作需要，按照国家有关规定，经过严格的批准手续，可以采取技术侦察措施和身份保护措施。

【訳文】国家情報活動機関は、活動の必要に応じて、国の関係規定に従い、厳格な承認手続を経て、技術偵察措置及び身分保護措置をとることができる。

第十六条

【原文】国家情报工作机构工作人员依法执行任务时，按照国家有关规定，经过批准，出示相应证件，可以进入限制进入的有关区域、场所，可以向有关机关、组织和个人了解、询问有关情况，可以查阅或者调取有关的档案、资料、物品。

【訳文】国家情報活動機関の職員は、法に基づき任務を執行するときは、国の関係規定に従い、承認を経て、相応の証明書を提示して、立入りが制限されている関係する区域及び場所に立ち入り、関係する機関、組織及び個人に対して関係する状況を調べ、及び質問し、並びに関係する記録、資料及び物品を閲覧し、又は取り寄せることができる。

第十七条

【原文】国家情报工作机构工作人员因执行紧急任务需要，经出示相应证件，可以享受通行便利。

【訳文】国家情報活動機関の職員は、緊急の任務の執行のために必要があるときは、相応の証明書を提示して、通行上の便宜を受けることができる。

【原文】国家情报工作机构工作人员根据工作需要，按照国家有关规定，可以优先使用或者依法征用有关机关、组织和个人的交通工具、通信工具、场地和建筑物，必要时，可以设置相关工作场所和设备、设施，任务完成后应当及时归还或者恢复原状，并依照规定支付相应费用；造成损失的，应当补偿。

【訳文】国家情報活動機関の職員は、活動の必要に応じて、国の関係規定に従い、関係する機関、組織及び個人の交通手段、通信手段、用地及び建物を優先的に使用し、又は法に基づき徴用することができ、必要なときは、関連する活動の場所並びに設備及び施設を設けることができる。任務の完了後は、速やかに返還し、又は原状に回復し、かつ、規定に従い相応の費用を支払わなければならない。損失を生じさせたときは、補償しなければならない。

第十八条

【原文】国家情报工作机构根据工作需要，按照国家有关规定，可以提请海关、出入境边防检查等机关提供免检等便利。

【訳文】国家情報活動機関は、活動の必要に応じて、国の関係規定に従い、税関、出入国国境検査等の機関に対し、検査の免除等の便宜の提供を要請することができる。

第十九条

【原文】国家情报工作机构及其工作人员应当严格依法办事，不得超越职权、滥用职权，不得侵犯公民和组织的合法权益，不得利用职务便利为自己或者他人谋取私利，不得泄露国家秘密、商业秘密和个人信息。

【訳文】国家情報活動機関及びその職員は、厳格に法に基づいて事務を処理しなければならない。職権を逸脱し、又は職権を濫用してはならず、公民及び組織の合法的な権益を侵害してはならず、職務上の便宜を利用して自己又は他人のために私利を図ってはならず、国家秘密、商業秘密及び個人情報をも漏洩してはならない。

第 3 章 国家情報活動の保障（第三章 国家情報工作保障）

第二十条

【原文】国家情报工作机构及其工作人员依法开展情报工作，受法律保护。

【訳文】国家情報活動機関及びその職員が法に基づき行う情報活動は、法律による保護を受ける。

第二十一条

【原文】国家加强国家情报工作机构建设，对其机构设置、人员、编制、经费、资产实行特殊管理，给予特殊保障。

【訳文】国は、国家情報活動機関の体制整備を強化し、その機構の設置、人員、定員、経費及び資産について特別の管理を行い、特別の保障を与える。

【原文】国家建立适应情报工作需要的人员录用、选调、考核、培训、待遇、退出等管理制度。

【訳文】国は、情報活動の必要に適合した人員の採用、選抜による異動、考課、研修、待遇、退職等の管理制度を確立する。

第二十二条

【原文】国家情报工作机构应当适应情报工作需要，提高开展情报工作的能力。

【訳文】国家情報活動機関は、情報活動の必要に適応し、情報活動を行う能力を高めなければならない。

【原文】国家情报工作机构应当运用科学技术手段，提高对情报信息的鉴别、筛选、综合和研判分析水平。

【訳文】国家情報活動機関は、科学技術の手段を活用し、情報の鑑別、選別、総合及び分析判断の水準を高めなければならない。

第二十三条

【原文】国家情报工作机构工作人员因执行任务，或者与国家情报工作机构建立合作关系的人员因协助国家情报工作，其本人或者近亲属人身安全受到威胁时，国家有关部门应当采取必要措施，予以保护、营救。

【訳文】国家情報活動機関の職員が任務の執行により、又は国家情報活動機関と協力関係を築いた者が国家情報活動の協助により、本人又はその近親者の身体の安全が脅かされたときは、国の関係部門は、必要な措置をとって、保護し、及び救出しなければならない。

第二十四条

【原文】对为国家情报工作作出贡献并需要安置的人员，国家给予妥善安置。

【訳文】国家情報活動に貢献し、かつ、身の振り方の手当てを必要とする者に対し、国は、適切に配置その他の手当てを行う。

【原文】公安、民政、财政、卫生、教育、人力资源和社会保障等有关部门以及国有企业事业单位应当协助国家情报工作机构做好安置工作。

【訳文】公安、民政、財政、衛生、教育、人力資源及び社会保障等の関係部門並びに国有の企業及び事業単位は、国家情報活動機関が前項の手当てを適切に行うことを協助しなければならない。

第二十五条

【原文】对因开展国家情报工作或者支持、协助和配合国家情报工作导致伤残或者牺牲、死亡的人员，按照国家有关规定给予相应的抚恤优待。

【訳文】国家情報活動を行い、又は国家情報活動を支持し、協助し、若しくはこれに協力したことにより、負傷し、障害を負い、殉職し、又は死亡した者に対しては、国の関係規定に従い、相応の弔慰金の給付及び優遇措置を与える。

【原文】个人和组织因支持、协助和配合国家情报工作导致财产损失的，按照国家有关规定给予补偿。

【訳文】個人及び組織が国家情報活動を支持し、協助し、又はこれに協力したことにより財産上の損失を受けたときは、国の関係規定に従い、補償を与える。

第二十六条

【原文】国家情报工作机构应当建立健全严格的监督和安全审查制度，对其工作人员遵守法律和纪律等情况进行监督，并依法采取必要措施，定期或者不定期进行安全审查。

【訳文】国家情報活動機関は、厳格な監督及び安全審査の制度を確立し、及び整備し、その職員の法律及び規律の遵守状況等について監督を行い、並びに法に基づき必要な措置をとって、定期又は不定期に安全審査を行わなければならない。

第二十七条

【原文】任何个人和组织对国家情报工作机构及其工作人员超越职权、滥用职权和其他违法违纪行为，有权检举、控告。受理检举、控告的有关机关应当及时查处，并将查处结果告知检举人、控告人。

【訳文】いかなる個人及び組織も、国家情報活動機関及びその職員の職権の逸脱、職権の濫用その他の違法行為及び規律違反行為について、告発し、及び告訴する権利を有する。告発及び告訴を受理した関係機関は、速やかに調査して処理し、その結果を告発人及び告訴人に通知しなければならない。

【原文】对依法检举、控告国家情报工作机构及其工作人员的个人和组织，任何个人和组织不得压制和打击报复。

【訳文】法に基づき国家情報活動機関及びその職員を告発し、又は告訴した個人及び組織に対し、いかなる個人及び組織も、抑圧し、及び報復してはならない。

【原文】国家情报工作机构应当为个人和组织检举、控告、反映情况提供便利渠道，并为检举人、控告人保密。

【訳文】国家情報活動機関は、個人及び組織が告発し、告訴し、及び状況を伝えるための便利な経路を提供し、かつ、告発人及び告訴人の秘密を守らなければならない。

第 4 章 法的責任（第四章 法律责任）

第二十八条

【原文】违反本法规定，阻碍国家情报工作机构及其工作人员依法开展情报工作的，由国家情报工作机构建议相关单位给予处分或者由国家安全机关、公安机关处警告或者十五日以下拘留；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】この法律の規定に違反し、国家情報活動機関及びその職員が法に基づき行う情報活動を妨害した者は、国家情報活動機関が関係する法人その他の団体に処分を行うよう提案し、又は国家安全機関若しくは公安機関が警告若しくは 15 日以下の拘留に処する。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

第二十九条

【原文】泄露与国家情报工作有关的国家秘密的，由国家情报工作机构建议相关单位给予处分或者由国家安全机关、公安机关处警告或者十五日以下拘留；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】国家情報活動に関する国家秘密を漏洩した者は、国家情報活動機関が関係する法人その他の団体に処分を行うよう提案し、又は国家安全機関若しくは公安機関が警告若しくは 15 日以下の拘留に処する。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

第三十条

【原文】冒充国家情报工作机构工作人员或者其他相关人员实施招摇撞骗、诈骗、敲诈勒索等行为的，依照《中华人民共和国治安管理处罚法》的规定处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】国家情報活動機関の職員その他の関係者になりすまして、詐称による欺罔、詐欺、恐喝等の行為を行った者は、「中華人民共和国治安管理処罰法」の規定により処罰する。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

第三十一条

【原文】国家情报工作机构及其工作人员有超越职权、滥用职权，侵犯公民和组织的合法权益，利用职务便利为自己或者他人谋取私利，泄露国家秘密、商业秘密和个人信息等违法违纪行为的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】 国家情報活動機関及びその職員が、職権を逸脱し、職権を濫用し、公民及び組織の合法的な権益を侵害し、職務上の便宜を利用して自己若しくは他人のために私利を図り、又は国家秘密、商業秘密及び個人情報を漏洩する等の違法行為又は規律違反行為をしたときは、法に基づき処分する。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

第 5 章 附則（第五章 附則）

第三十二条

【原文】 本法自 2017 年 6 月 28 日起施行。

【訳文】 この法律は、2017 年 6 月 28 日から施行する。

訳注：現行性について。本法は、2017 年 6 月 27 日に採択され（主席令第 69 号）、2018 年 4 月 27 日の第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 2 回会議の決定（本法を含む 6 本の法律を改正するもの）により改正された（主席令第 6 号）。2026 年 10 月 5 日現在、2018 年改正版が現行有効である（確認方法：中国の法令データベース「北大法宝」（pkulaw.com）で表題検索し、「中华人民共和国国家情报法(2018 修正)」が「现行有效 法律 全国人大常委会 中华人民共和国主席令第 6 号 2018.04.27 公布 2018.04.27 施行」、2017 年版が「已被修改」と表示されることを確認（2026 年 10 月 5 日）。）。